

平成29年度 富山県立呉羽高等学校いじめ防止基本方針

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、「どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」ものであること、そして、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

1. いじめの定義

当該生徒が、一定の人間関係のあるものから、一方的に心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じていること。

2. いじめに関する基本的認識

- (1) いじめは人権侵害であり、人として絶対に許される行為ではない。
- (2) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- (3) いじめは教師や保護者の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは被害者と加害者の問題だけでなく、周りの観衆または傍観者の存在もいじめを助長する。
- (5) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (6) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- (7) いじめの問題は、学校・家庭・地域社会などすべての関係者それぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

3. 具体的ないじめの様態

- (1) 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、冗談のふりをして叩いたり蹴ったりする(真似をする)。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品を要求される。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンやスマートフォンのSNS上で誹謗中傷されたり、無断で個人情報を広められたりする。

II 本校の現状と課題

1 現状

- (1) 女子生徒が60%、男子生徒が40%をしめ、全県から入学してくる。特定の中学校から大勢入学してきた生徒たちが固定したグループを形成するということはない。
- (2) 学習の習熟度の差が広範囲に及ぶ。
- (3) ほとんどの生徒は協調性に富んでいるが、リーダーシップを発揮する一部の生徒に追随する者が多い。
- (4) スマートフォンの所有率が95%を越え、校地内使用禁止の校則違反で指導を受けるものがある。

2 課題

- (1) 心の優しい生徒が多い反面、お互いに気遣いしながら、関係を良好に保とうと無理をしながら生活している生徒も多い。
- (2) 他人とのコミュニケーションが苦手で、孤立しがちな生徒が見られる。反面、そういう生徒のことを気にかけて、声をかける生徒もみられる。
- (3) 生徒の価値観が多様である。しかもグループが固定化しやすい。

Ⅲ いじめへの対応

1. いじめの問題に取り組むための組織

いじめの未然防止、早期対応等のために「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

- ・ 校長、教頭、各部長、学年主任、音楽コース主任、生徒指導部員、関係ホーム担任、養護教諭、関係教諭等。必要に応じて、心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー等)、弁護士等の外部専門家を追加する。

(2) 役割

- ・ 本校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認と検証
- ・ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解と意識啓発
- ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見吸収の中心
- ・ 発見されたいじめ及びいじめの疑い事案への対応
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・ いじめ重大事態の発生時の対応(必要に応じて外部専門家を加え対応にあたる)
- ・ 本校いじめ防止基本方針の見直し

2. いじめの未然防止

いじめの発生を未然に防止するために、学校組織として以下のとおりに取り組む。

(1) 学習指導・学級経営の充実

生徒が学習意欲を高め、学習内容の理解を深めることにより、生徒の学校生活における不安・ストレスを低減し、また生徒が自信を持って学校生活を過ごせるよう取り組む。一例を挙げれば、全教員が年1回以上の公開授業を行い、「分かる授業づくり」に努める。

(2) 社会性の涵養

生徒が、他人との関わり方、公共の場での振る舞いといった社会性を身につけられるよう取り組む。学校行事や学年、HRの活動を通して、生徒どうしが関わり合う中で、心の結びつきを深め、互いを尊重する心を育み、仲間作りができるよう努める。

(3) 人権意識の醸成

生徒が人権意識を高め、自分の人権を守り、他人の人権を尊重できる態度や言動が育つように、道徳教育を始めとする教育活動全体を通して指導し、いじめの法律上の扱いを教える取組を推進する。また、ネットの専門家を招き、スマートフォンの使用、安易なSNSの危険性について生徒に指導する。

(4) 相談・面接体制の充実

担任や部活動顧問による個人面接を実施し、学校生活における悩みなどを聞き、その解決を図るよう取り組む。

(5) 大人の連携強化

これまで以上に教員どうしの風通しをよくして、小さな問題でも共有し、連携して解決できるように取り組む。また保護者との信頼関係づくりに努め、相互に補完し合いながら、いじめの予防に取り組む。

3. いじめの早期発見のために

生徒が出すサインを見落とさないよう、以下の点に留意して指導に取り組む。

(1) 朝のST時に生徒の様子や視線を意識し、気になるようなら声かけや面談を行う。

(例: 欠席・遅刻・早退が目立つ、表情が暗く元気がない、おどおどして教師と視線を合わせようとしない)

(2) 学級日誌や生徒との雑談、普段の授業から情報を収集する。

(例: 保健室や職員室の出入りが頻繁、発言に対して冷やかしの声がかかる、机・教科書・ノートに落書きが目立つ)

(3) 学年部会や生徒指導部会で、気になる生徒を共通の話題とし、その情報を共有し、教職員で授業中や休み時間、放課後の様子を見守っていく。

(例: 休み時間に一人でいることが多い、ぽつんと一人で食事をしている、職員室や保健室付近を徘徊する)

(4) アンケート調査を定期的に行い、気になる情報については迅速に対応し、調査に基づいた教育相談の充実を図る

(5) 校内での教育相談体制を充実させ、生徒が誰にも知られずに相談できるよう広報活動を行う。

4. いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、疑いも含めて早期に適切な対応を取る。

(1)いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報のキャッチ

- ・生徒指導部会、「いじめ対策委員会」で検討する。
- ・いじめの被害者を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・当事者、周囲の生徒からの事情聴取。
- ・個別に行う。
- ・関係教職員と情報共有し、事実を正確に把握する。
- ・いじめを受けた生徒や報告した生徒に十分に配慮して聴取する。

指導体制・方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・対応する教職員の役割分担を明確にする。
- ・場合によって県教委関係機関と連携する。

生徒への指導・支援

- ・被害者を保護し、不安を取り除く。
- ・加害者に相手の苦しみに共感する指導を行うとともに、人として絶対許されない行為だとの意識を持たせる。

保護者との連携

直接会って具体的な対策について話し、理解を得る。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・学校カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・HR活動などで話し合うなどして、生徒全体に指導する。

(2)いじめ事案への対応

【いじめのレベルの位置づけ】

レベルⅠ・・・言葉による冷やかしか・からかい、無視、攻撃的な言動(荒っぽい言葉づかい等)

レベルⅡ・・・仲間はずれ、悪口・陰口・軽度の暴言、攻撃的な言動

(ⅠとⅡの判断は、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響などを総合的に判断する)

レベルⅢ・・・集団による暴言・誹謗中傷行為(規模や被害が大きい)、脅迫・強要行為、暴力行為

レベルⅣ・・・重い暴力・傷害行為、重い脅迫、強要、恐喝

【対応】

レベルⅠ 管理職に報告し、担任・学年主任が、注意・指導を行う。比較的軽度で、生徒たちで収めていける可能性があると判断される場合は、生徒どうして解決させる指導についても考慮する。

レベルⅡ 管理職に報告し、生徒指導部会を開いて対応について協議する。担任・学年主任とともに生徒指導担当、管理職が指導を行う。保護者にも説明し、同じことが繰り返されないよう連携して指導・改善を行う。

レベルⅢ 管理職に報告し、いじめ対策委員会を開いて対応について協議する。必要があると判断される場合は県教委に報告し、学校で計画を立てて指導を行う。保護者にも働きかけ、家庭でも指導する。

レベルⅣ 管理職に報告し、いじめ対策委員会を開いて対応について協議する。県教委に報告し、警察に通報するとともに、関係機関が連携して教育委員会の指導のもとで計画を立てて指導を行う。

5. インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットやスマートフォンの普及により、特定の生徒の悪口や誹謗中傷を、インターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなど、社会では深刻なトラブルが発生している。

学校では利用時の危険回避とともに、生徒が被害者や加害者にならないための指導が求められている。そこで、学校で情報モラルについて指導するとともに、保護者と連携を密にし、学校と家庭双方で指導できるよう働きかける。

(1) 「ネット上のいじめ」についての基本認識

- ・ 不特定の者から、特定の生徒に対する誹謗中傷が集中的に行われ、また誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で深刻なものとなる。
- ・ ネットの匿名性のため、安易な書き込みが行われた結果、生徒が簡単に加害者にも被害者にもなる。
- ・ ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、生徒の個人情報や画像がネットに流出し、悪用されやすい。
- ・ 保護者や教師など身近な大人が、生徒のスマートフォンの活用の実態を十分に把握しておらず、また保護者や教師がネット上のいじめを発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講ずることが困難である。

(2) 「ネット上のいじめ」の具体例

- ・ パソコンやスマートフォンから、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の生徒に関する誹謗中傷を書き込む。
- ・ ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の生徒の個人情報を無断で掲載する。
- ・ 特定の生徒の悪口や誹謗中傷を不特定多数の携帯端末にメールで送信する。(チェーンメール)
- ・ 特定の生徒になりすましてネット上で活動し、その生徒の社会的信用を貶める行為などを行う。

(3) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

- ① 被害者生徒への対応として、きめ細やかなケアを行い、可能な限り生徒を守り通す。加害者生徒への対応として直ちにネット上から削除させるとともに、起こった事情や背景について詳細に調べるなどの対応が必要である。加えて、全校の生徒に向けて個人情報保護の十分な配慮のもとで、ネットモラルの指導を行う。
- ② 保護者への対応
迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針について説明し、相談しながら適切に対応する。
- ③ 書き込みサイトへの削除依頼
サイトの「お問い合わせ」等を確認して削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

IV 再発防止策

同じ生徒が被害者となるいじめが再発、さらには、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が代わったりすることを防ぐ。

- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に努める。
- ・ HR活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ・ 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げ、関心を持たせる。
- ・ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を向け、折に触れ必要な支援、指導を行う。
- ・ 生徒の変化を定期的に確認・検証する。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対策委員会」がいじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒に認識させる取組を推進する。

V 地域や家庭との連携

- ・ 本校の学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得るように努める。(入学時や各年度の開始時学校基本方針の内容を説明する。)
- ・ SPTA研修会を通じて、PTAや生徒といじめ問題について協議し、いじめ根絶に向けて対策を進める。
- ・ 家庭との連携・協力を図り、いじめについて未然防止や早期発見、早期対応に努める。
- ・ 保護者に対して、インターネットを通じたいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性について理解を深める。